

# 科学技術人材育成コンソーシアム規定（案）

## 第1章 総則

### （設置）

第1条 国民生活を豊かにしわが国の国際的地位を確保するためには、産業・社会基盤を支える人材の育成と社会での活躍を一層促進することが大切であり、産官学の関係組織の協力による科学技術人材育成コンソーシアム（以下、コンソーシアムという）を設置する。

### （目的）

第2条 コンソーシアムは、会員団体間の情報交換と連携・協力を促進することにより、若年層の理数・技術に対する関心を深め、高い志を持つ優秀な科学技術人材が育成される基盤・環境を構築し、あわせて技術および技術者に対する国民の理解を深めることを目的とする。

### （活動）

第3条 コンソーシアムは、その目的を達成するために、会員団体の次の活動を支援促進する活動を行う。

- (1) 科学技術人材の社会的使命や役割に対する国民の理解を深める活動
- (2) 初等中等教育を主な対象として、科学技術人材を育成する教育環境の改善を図る活動
- (3) 若者の職業選択に資する科学技術人材のキャリアパスの明示化と労働環境改善を図る活動
- (4) その他、コンソーシアムの目的遂行に必要な事項

### （事務所）

第4条 コンソーシアムは、社団法人日本工学会内に事務所を置く。

## 第2章 会員

### （資格）

第5条 会員は、コンソーシアムの目的に賛同し主体的に参加することを申し出た次の団体とする。

- (1) 理工学系学協会
  - (2) 一般社団法人日本技術者教育認定機構、社団法人日本技術士会等の技術系団体
  - (3) 社団法人日本経済団体連合会（産業競争力懇談会）、社団法人経済同友会、日本商工会議所等の経済団体
  - (4) その他、本コンソーシアムの目的・活動に賛同する団体・企業等
- 2 会員は、コンソーシアムに対する代表者としてその権利を行使する者（以下、会員代表者という。）1名を定める。

### （入会）

第6条 コンソーシアムへの参加申し込みがあったときは、幹事会の議を経て入会登録をする。

### （退会）

第7条 退会しようとする会員は、コンソーシアム代表者宛に書面による退会届けを提出しなければならない。

### （協力会員）

第8条 コンソーシアムには、会員のほかにその活動を支援する協力会員を置く。

2 協力会員の入会は入会申込によるほか、会員の推薦によることができる。

### （年会費及び会計）

第9条 会員は、別途定める金額の年会費を納入する。

2 協力会員は年会費を要しない。

3 コンソーシアムの会計は、日本工学会の管理の下に置くが、同会の会計とは分けて処理する。

### 第3章 運営責任者

(種類及び定員)

第10条 コンソーシアムに次の運営責任者を置く。

- (1) 代表者 1名
- (2) 副代表者 2名以下
- (3) 幹事 若干名

(選任)

第11条 運営責任者の選任は、総会の議を経て選任する。

(候補者の選出)

第12条 代表者候補者は、運営責任者の互選により選出する。

- 2 副代表者候補者は、代表者が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事候補者は、技術分野および団体の種類のバランスを考慮して前任の幹事会が推薦する者および代表者が指名する者をもって充てる。

(職務)

第13条 代表者は、コンソーシアムを代表しその業務を総理する。

- 2 副代表者は、代表者を補佐し代表者から委任された事項を処理する。
- 3 幹事は、総会が委任するコンソーシアムの運営に係る事項を執行する。

(任期)

第14条 運営責任者の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第15条 コンソーシアムに顧問若干名を置くことができる。

### 第4章 会議

(種別)

第16条 コンソーシアムには、総会および幹事会を置く。

(構成)

第17条 総会は、全会員の代表者各1名、および運営責任者によって構成する。

- 2 幹事会は、運営責任者をもって組織する。

(運営)

第18条 総会および幹事会は必要に応じて代表者が召集し、議長を務める。

- 2 総会は運営に関する重要事項を決定し、幹事会は事業の計画と執行にあたる。
- 3 コンソーシアムには、必要に応じて、幹事会の下に課題別作業部会を設けることができる。

### 第5章 規定の変更および解散

(規定の変更)

第19条 この規定の変更は総会の議を経て行う。

(解散)

第20条 協議会の解散は、会員現在数の3分の2以上の議決を得て行う。

### 第6章 事務局等

(事務局)

第21条 コンソーシアムの事務を処理するため事務所所在地に事務局を置く。

- 2 事務局職員は代表者が任免する。

(実施細則)

第22条 この規定に定めのない事項は、幹事会の議を経て代表者が別に定める。

付則

1. この規定は平成 年 月 日より施行する。